

国立研究開発法人日本医療研究開発機構(法人番号9010005023796)の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 役員報酬の支給水準についての考え方

日本医療研究開発機構(以下「機構」という。)は、我が国の医療分野の研究開発及びその環境の整備等の中核的な役割を担う機関であり、役員には、機構の業務を最適に運営するための組織運営に関する高度な知識と経験を有するとともに、医療分野の研究開発の動向や、臨床研究・治験の適正な実施等に関する知見を有するなど極めて高度な専門能力が求められる。役員報酬水準を検討するにあたっては、こうした機構の職務内容の特性等を考慮するとともに、機構と同様に研究開発を担う国立研究開発法人のほか、国家公務員指定職や常勤職員数で機構と比較的同等と認められる民間企業役員の報酬水準を参考にしている。

○類似の国立研究開発法人(理化学研究所、国立がん研究センター、新エネルギー・産業技術総合開発機構(当該法人は機構と同様に研究開発を担う国立研究開発法人である。))の年間報酬額:理事長 約2,100万円、副理事長 約1,900万円、理事 約1,700万円、監事 約1,400万円

○国家公務員指定職の年間報酬額:事務次官 約2,300万円、本府省局長 約1,800万円

○民間企業における役員の年間報酬額(職員数が500人以上1,000人未満):副社長 約3,000万円、専務取締役 約2,600万円、常務取締役 約2,100万円、取締役 約1,900万円

注:法人の平均年間報酬額については、「独立行政法人における役職員の給与水準の公表について(平成27年度)」の資料から算出(理事については、機構の職責の重さ等に鑑み、上位2名の報酬額の平均値)。事務次官等の年間報酬額及び民間企業の役員の年間報酬額については、「平成28年人事院勧告資料(ポイント、参考資料)」より引用。

② 平成28年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

役員報酬規程で業績を反映させる旨を規定しており、6月及び12月の季例支給額について主務大臣の当該事業年度に係る業務の実績に関する評価の結果を勘案し、その役員の実績等に応じて、理事長がこれを増額し、又は減額することができるとしている。

③ 役員報酬基準の内容及び平成28年度における改定内容

理事長

【常勤役員の報酬基準】

常勤役員の報酬は、年俸(月例支給額と地域手当額(月例支給額の20%)に12を乗じて得た額に季例支給額を加えた額)及び通勤手当としている。

<月例支給額>

- ・理事長 1,072,000 円
- ・理事 913,000 円
- ・監事 721,000 円

<季例支給額>

月例支給額及び地域手当の月額並びに月例支給額に100分の25を乗じて得た額並びに月例支給額及び地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額を合計した額に100分の325(6月:100分の150、12月:100分の175)を乗じて得た額としている。また、季例支給の額は、主務大臣の当該事業年度に係る業務の実績に関する評価の結果を勘案し、その役員の実績等に応じ、理事長がこれを増額し、又は減額することができるとしている。

【平成28年度における改定内容】

国家公務員指定職の給与改定に準じて、①地域手当支給割合の引上げ(+1.5%)、②季例支給割合の引上げ(年間+100分の10)を実施した。

監事(非常勤)

役員報酬規程により、日額として非常勤役員手当のみとなっている。なお、常勤監事の年俸額を元に勤務日数に応じた金額としている。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成28年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)		就任	退任	
理事長	千円 21,494	千円 12,864	千円 5,951	千円 2,572 107 (地域手当) (通勤手当)			※
理事	千円 18,303	千円 10,956	千円 5,068	千円 2,191 88 (地域手当) (通勤手当)		H29.3.31	*
A監事 (非常勤)	千円 2,850	千円 2,850	千円 0	千円 0 ()			
B監事 (非常勤)	千円 1,900	千円 1,900	千円 0	千円 0 ()			

注1:「地域手当」は、民間企業の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮して定められた地域に在勤する常勤役員等に支給している。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後

独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

3 役員の報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

理事長
理事
監事
監事(非常勤)

機構の役員は、我が国の医療分野の研究開発及びその環境の整備等の中核的な役割を担う機関として、医療分野の研究開発における基礎から実用化までの一貫した研究開発等の推進業務をはじめとする法人の全業務を総理するとともに、国の定める中長期目標を達成するための業務運営方針を立案することを職務内容としている。また、政府の政策との整合性を確保しつつ業務運営の企画立案を自らの責務として行うとともに、その実現に向けて、法人の役職員を指揮監督するだけでなく、自らも国内外の民間企業・大学や政府関係機関のトップクラスと折衝や交渉することも職務内容としている。

特に、医療分野の研究開発については、ヒトを研究対象として、被験者の健康に対するリスクを有する試験も伴い得る臨床研究や医薬品医療機器等法に基づく承認申請等、他の研究分野にはない過程を必ず経なければならないという特殊性があるため、これらの専門的な知見を有しつつ、適切な業務運営を行う必要がある。

機構においては、こうした医療分野に関する高度な専門性に加え、高いマネジメント能力やリーダーシップが求められる職務内容及び成果に対する報酬として、同様の職務を担うことが想定される複数の国立研究開発法人の役員、国家公務員指定職(事務次官、局長級)や民間企業役員の報酬と比較考慮したうえで決定しており、妥当な報酬水準であると考えている。

【主務大臣の検証結果】

職務内容の特性及び職務遂行に必要な識見や能力や参考となる国立研究開発法人の役員、国家公務員指定職(事務次官、局長級)、民間企業役員の報酬との比較などを考慮すると、法人の報酬水準は妥当であると考える。

当該機構においては、役員報酬の支払いの基準について、国家公務員・民間企業の報酬等を考慮するなど、適正確保に向けた取組を行っており、所管府省としてもそうした取組を促しつつ、支払水準の適正性について注視していく。

4 役員の退職手当の支給状況(平成28年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	前職
	千円	年	月		
理事長	該当者なし				
理事	該当者なし				
監事 (非常勤)	該当者なし				

注:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

5 退職手当の水準の妥当性について

【主務大臣の判断理由等】

区分	判断理由
理事長	該当者なし
理事	該当者なし
監事 (非常勤)	該当者なし

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

役員報酬規程で業績を反映させる旨を規定しており、6月及び12月の季例支給額について主務大臣の当該事業年度に係る業務の実績に関する評価の結果を勘案し、その役員の実績等に応じて、理事長がこれを増額し、又は減額することができるとしている。今後も、現行制度を継続して運用していくこととしている。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

機構の業務を適切に実施するためには、医療分野にわたる最先端の研究開発動向の把握能力や研究者・研究開発企業間のコーディネート能力など高度かつ専門的知識経験を有する人材が必要であり、そのため、修士卒、博士卒の人材のみならず、民間事業での医療研究開発の経験者などの優秀な人材を確保することが重要である。このため、機構職員の給与水準を検討するにあたっては、国家公務員研究職や賃金構造基本統計調査における学術・研究開発機関のデータを参考にしている。

○国家公務員研究職の平均年間給与額:9,027千円

○学術・研究開発機関の平均年間給与額:8,004千円(大卒以上、従業員10人以上)

注:国家公務員研究職については、「平成28年国家公務員給与等実態調査」の結果を用いて、また、学術・研究開発機関については、「平成28年賃金構造基本統計調査」の結果を用いて推計した。

② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

職員の勤務成績及び能力評価を実施して期末手当(支給割合の3割が対象)や昇給(6号給から0号給の範囲内)への反映を行っている。また、これらの評価結果を各役職への昇任に反映させている。

③ 給与制度の内容及び平成28年度における主な改定内容

【職員の給与制度の内容】

定年制職員給与規程において、職員の給与の区分は、本給及び諸手当(本給の特別調整額、期末手当、通勤手当、扶養手当、住居手当、地域手当、広域異動手当、単身赴任手当、超過勤務手及び管理職員特別勤務手当)としている。なお、期末手当の構成は以下のとおり。

期末手当基礎月額((本給+扶養手当)+(本給+扶養手当)×(地域手当割合+広域異動手当割合)+(本給×管理職加算率)+((本給+本給×(地域手当割合+広域異動手当割合))×職務加算率))×支給係数4.3〔6月:2.025、12月:2.275〕×評価係数(人事評価に応じた係数)×在籍期間割合により算出した額。

【平成28年度における主な改定内容】

国家公務員一般職の給与改定に準じて、①地域手当支給割合の引上げ(1級地+1.5%、2級地+0.5%)、②広域異動手当支給割合の引上げ(異動前後の距離60km~300km未満:+1%、300km以上:+2%)、③単身赴任手当の引上げ(基礎額+4,000円増、加算額の上限+12,000円増)、④本給表の引上げ(平均+0.2%)、⑤期末手当支給割合の引上げ(年間+0.1)を実施した。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

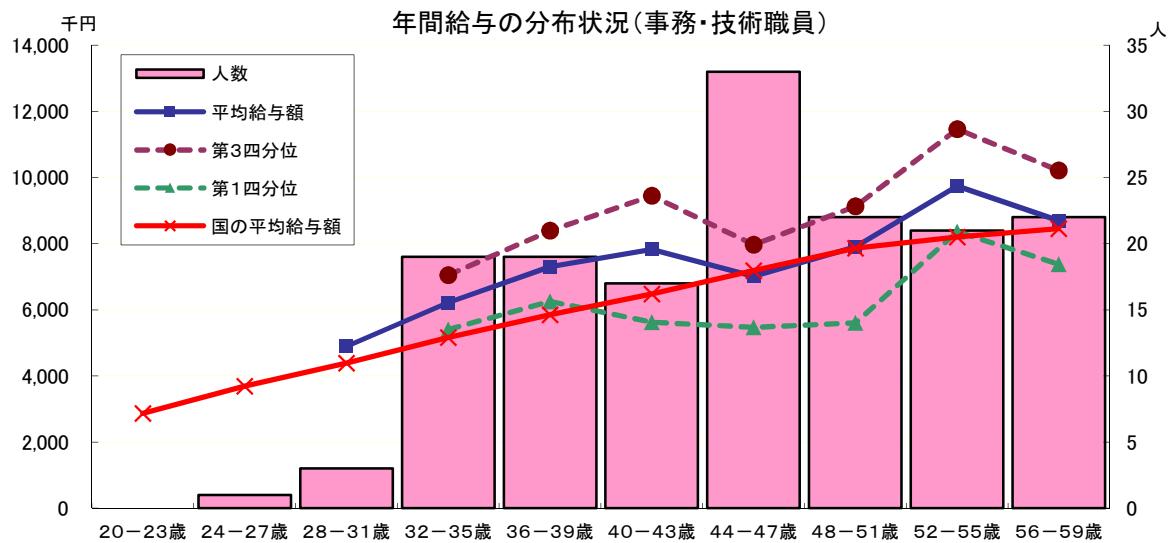
(年俸制適用者を除く)

区分	人員	平均年齢	平成28年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	人 63	歳 45.0	千円 9,109	千円 7,039	千円 164	千円 2,070
事務・技術	人 55	歳 44.8	千円 9,171	千円 6,800	千円 188	千円 2,371
受入出向職員	人 8	歳 46.6	千円 8,686	千円 8,686	千円 0	千円 0

在外職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
該当者なし						

② 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員)

[在外職員、再任用職員及び非常勤職員を除き、任期付職員のうち、年俸制適用者以外の事務・技術職員を含む。以下、④まで同じ。]



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。

注2:年齢24-27歳については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均給与額、四分位を記載していない。

③ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員)

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額		
			平均	最高～最低	千円
代表的職位	人	歳	千円	～	千円
・本部部次長	11	53.7	11,944	13,829	～ 10,992
・本部課長	23	47.8	9,884	11,734	～ 8,393
・本部課長代理	84	46.8	7,652	15,131	～ 4,929
・本部係長	38	41.6	5,374	7,709	～ 4,572
・本部係員	1	-	-	-	-

注:本部係員については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢、年間給与額を記載していない。

④ 賞与(平成28年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 69.5	% 69.5	% 69.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 30.5	% 30.5	% 30.5
	最高～最低	33.7～30.0	33.7～30.0	33.7～30.0
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 69.8	% 69.8	% 69.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 30.2	% 30.2	% 30.2
	最高～最低	31.5～28.5	31.5～28.5	31.5～28.5

3 給与水準の妥当性の検証等

事務・技術職員

項目	内容								
対国家公務員指数の状況	<table> <tr> <td>○年齢勘案</td><td>109.5</td></tr> <tr> <td>○年齢・地域勘案</td><td>95.6</td></tr> <tr> <td>○年齢・学歴勘案</td><td>105.5</td></tr> <tr> <td>○年齢・地域・学歴勘案</td><td>92.8</td></tr> </table>	○年齢勘案	109.5	○年齢・地域勘案	95.6	○年齢・学歴勘案	105.5	○年齢・地域・学歴勘案	92.8
○年齢勘案	109.5								
○年齢・地域勘案	95.6								
○年齢・学歴勘案	105.5								
○年齢・地域・学歴勘案	92.8								
国に比べて給与水準が高くなっている理由	<p>機構は、対国家公務員指数(年齢・地域勘案)で95.6、また、対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)では92.8となっており、国家公務員よりも低い給与水準となっている。</p> <p>なお、対国家公務員指数(年齢・学歴勘案)、対国家公務員指数(年齢勘案)について、機構の給与水準が国家公務員より高くなっている理由は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地域手当の高い地域(1級地)に勤務する比率が高いこと(機構:94.9%>国:30.4%) ・機構は、医療分野の研究開発及びその環境の整備の実施や助成等を担っており、有識者、研究者、企業及び関係省庁など様々なユーザー・専門家と密接に協議・連携して業務を行っている。そのため、それらの利便性から必然的に業務活動が東京中心となっている。 ②最先端の医療研究開発動向に通じた専門能力の高い高学歴な職員の比率が高いこと ・医療分野の研究開発及びその環境の整備の実施や助成等を行う機構の業務を円滑に遂行するためには、最先端の医療研究開発動向の把握能力や研究者・研究開発企業間のコーディネート能力など幅広い知識・能力を有する専門能力の高い人材が必要であり、大卒以上(機構:91.7%>国:55.8%)、うち修士卒・博士卒(機構:50.3%>国:6.5%)の人材を積極的に採用している。また、企業や研究機関での研究開発経験を持つ人材を年齢にかかわらず、即戦力として採用している。 <p>注:国における勤務地の比率については、「平成28年国家公務員給与等実態調査」の結果を用いて算出、また、国における大卒以上及び修士卒以上の比率については、「平成28年人事院勧告参考資料」より引用。</p>								
給与水準の妥当性の検証	<p>【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合:100%】 (国からの財政支出額 2,058億円、支出予算の総額 2,058億円(平成28年度計画予算) 【累積欠損額:0円(平成28年度決算)】 【管理職の割合:21.7%(比較対象職員157人中34人)】 【大卒以上の高学歴者の割合:91.7%(比較対象職員157人中144人)】 【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合:2.0%】 (支出総額 1,439億円、給与・報酬等支給総額 29億円(平成28年度決算))</p> <p>(法人の検証結果) 機構は、業務上の必要性から、職員の多くが本部勤務(1級地)となっており、国家公務員に対してその比率が高くなっている。また、技術的知見を駆使した専門性の高い医療研究開発マネジメント業務を実施していることから、職員に占める大卒以上の割合が国家公務員における割合と比べても高く、修士卒以上の者の割合については大幅に高くなっている。これらを踏まえれば、対国家公務員指数(年齢・地域勘案)や対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)では100以下になっており、給与水準は適切であると考えられる。</p> <p>(主務大臣の検証結果) 地域・学歴差を考慮した給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考える。当該機構は今後も政府の方針を踏まえつつ給与水準の適正化に努めていくこととしており、所管府省としてもその取組みを促しつつ、給与水準の適正化について注視していく。</p> <p>(参考情報) ○比較対象職員の状況 ①表(職種別支給状況)の常勤職員(事務・技術)55人及び年俸制適用者を除いた任期付職員(事務・技術)104人中102人計157人(平均年齢46.1歳、平均年間給与額7,882千円)</p>								
講ずる措置	今後も引き続き適正な給与水準の維持に努める。								

4 モデル給与

- 22歳（大卒初任給、独身）
月額 182,900 円 年間給与 2,860 千円
○35歳（係長、配偶者・子1人）
月額 399,390 円 年間給与 6,581 千円
○45歳（課長代理、配偶者・子2人）
月額 547,230 円 年間給与 8,939 千円

5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

職員の勤務成績及び能力評価を実施して期末手当(支給割合の3割が対象)や昇給(6号給から0号給の範囲内)への反映を行っている。また、これらの評価結果を各役職への昇任に反映させている。今後も、現行制度を継続して運用していくこととしている。

III 総人件費について

区分	平成27年度	平成28年度
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 2,593,781	千円 2,869,297
退職手当支給額 (B)	千円 0	千円 0
非常勤役職員等給与 (C)	千円 504,800	千円 721,067
福利厚生費 (D)	千円 474,682	千円 527,518
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 3,573,263	千円 4,117,882

注1：中長期目標期間の開始年度分から當年度分までを記載している。

注2：本表には、財務諸表上人件費に計上されない法定外福利厚生費、人材派遣料金が含まれているため、財務諸表附属明細書とは一致しない。

総人件費について参考となる事項

国家公務員に準じた給与改定や新規事業等に対応するための体制強化による任期制職員の増等により、「給与、報酬等支給総額」については対前年比+10.6%、また、「最広義人件費」については対前年比+15.2%となった。
「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)を踏まえ、法人設立時(平成27年4月)から、役職員の退職手当について以下の措置を実施している。

役員に関する講じた措置の概要：支給係数100分10.875を適用
職員に関する講じた措置の概要：調整率100分の87を適用

IV その他

特になし